熊本県警察被害者支援要綱の制定について(通達)

平成 13 年 12 月 21 日

熊警第 4601 号

[沿革] 平成 20 年 12 月熊警第 1658 号、第 1762 号改正

犯罪(刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。以下同じ。)の被害者(被害者の遺族を含む。以下同じ。)は、犯罪による直接的な被害だけでなく、その結果として生ずる精神的、経済的又は社会的な被害等多くの被害を受けている。中でも、精神的被害の問題は、極めて深刻であり、犯罪により著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要としている被害者が多数認められるところである。

このような現状を踏まえ、警察としては、被害者にとって最も身近な機関であり、被害の回復、軽減(被害感情の軽減を含む。)及び再発防止について被害者から大きな期待が寄せられている立場にあることから、被害者の視点に立った被害者のための各種の施策を推進することが緊急の課題となっている。

そこで、この度、「熊本県警察被害者支援要綱」を別添のとおり制定し、平成 14 年 1 月 1 日から施行することとしたのでその効果的な推進に努められたい。

別添

熊本県警察被害者支援要綱

第1 総則

1 要綱の目的

この要綱は、警察が、被害者の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進するに当たっての当面の基本的指針を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

(1) 被害者

被害者とは、犯罪(刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に 類する行為を含む。以下同じ。)による被害を受けた者及びその遺族を いう。

(2) 被害者支援

被害者支援とは、警察の活動のうち、被害者の視点に立ち、被害者の ニーズに対応する形で行われる被害者をめぐる活動をいう。

3 被害者支援の基本的考え方

(1) 警察の設置目的の達成

警察は、「個人の権利と自由を保護」することを目的に設置された機関である。したがって、犯罪によって個人の利益が侵害されることを防ぐとともに、侵害された状況を改善していくことは、自らの設置目的を達成するために当然に行うべき事柄である。被害者支援は、警察本来の業務であり、警察は被害者を保護する立場にある。

(2) 捜査活動への被害者の協力確保

被害者の申告、供述等の協力を確保することは、事件の端緒の把握及び立証の上で不可欠なものであり、警察の捜査活動を進める上でなくてはならないものである。被害者の利益を守る活動を行い、捜査過程における被害者の二次的被害(警察の捜査活動等によって、被害者に更なる精神的被害等の負担をかけることをいう。以下同じ。)を軽減することは、警察の捜査への被害者の協力を確保する上で、極めて重要な事柄である。

(3) 捜査過程における被害者の人権の尊重

犯罪捜査における個人の基本的人権の尊重については、被疑者の人権 のみならず、被害者の人権に対する配意も当然に含むものである。警察 は、被害者に敬意と同情をもって接し、被害者の尊厳を傷つけることの ないよう留意することが求められている。

4 被害者支援推進上の基本的留意事項

(1) 被害者のニーズへの対応

被害者支援は、被害者の立場に立ち、被害者のニーズに合理的に対応する形で行い、被害者が何を望んでいるか、被害者に何が必要かを常に 念頭に置いて推進する。

(2) 総合的な施策の推進

警察と被害者とのかかわりが広範なものであることに留意し、従来の施策の被害者の視点に立った見直しと新たな施策の推進とを、組織全体において総合的に推進する。

(3) 他機関、民間団体等との連携

被害者のニーズは生活上の支援を始め極めて多岐にわたっており、警察においてそのすべてに対応することはできないことから、他機関、民間団体等との連携を進め、実効性のある支援の推進に努める。

第2 個別分野施策の推進

被害者が置かれている現下の状況に対処するため、次の諸施策を推進する。

1 被害者の救援

(1) 被害者への情報の提供

ア 「被害者の手引」の配布

被害者が必要とする情報を早期的かつ包括的に教示し、あわせて捜査活動についての協力を依頼するため、刑事手続の概要、犯罪被害給付制度等各種救済制度の概要、被害者支援に関わる関係機関・団体の連絡先等について記載した「被害者の手引き」を被害者に配布する。

イ 被害者連絡の実施

被害者に対しては、事件に関する情報の適切な連絡と被害者からの 照会に対する確実な対応を確保するため、被害者連絡制度等を効果的 に運用し、捜査の進展状況、被害回復、被害拡大防止等に関する情報 の提供を行うものとする。

(2) 被害者の精神的被害の軽減、回復への支援

ア 相談窓口の整備

被害者からの相談については、当該相談に的確な対応ができるよう相談窓口及び受理体制を整備するとともに、被害者のプライバシーが守られ、気軽に相談できる相談室を整備するなど被害者の精神的被害の軽減に努める。

イ 被害者カウンセリング等連絡体制等の整備

被害者が抱えている様々な問題の中でも、特に深刻な問題である精神的な被害に対応するため、被害者の支援を目的とする関係機関・民間団体等との連携、協力関係の確保を図り、カウンセリング等被害者の精神的被害の回復、軽減に向けた活動を行う機関、団体に関する情報を被害者に積極的に提供する。また、被害者の精神的支援に関わるカウンセラー等を効果的に運用するなど被害者の精神的被害の回復、軽減に努める。

ウ 被害少年への支援体制の確立

被害少年(少年である被害者をいう。)の保護に関することを少年警察部門の事務として明確に位置付けた上で、犯罪の被害が少年に与える影響の緩和等を図るため、少年サポートセンターによる継続的なカウンセリングの実施等によるフォローアップを行う。このため、フォローアップを担当する警察職員の充実と教養の強化を図る。

(3) 被害の補償・被害品の回復

ア 被害品の回復の推進

被害品の発見を促進し、被害者への被害回復を図るため、盗品等に関する情報を、被害品の発見及び盗品等の流通の防止を行う民間団体 へ積極的に提供する。

イ 速やかな還付手続等の徹底

犯罪捜査、地域警察活動等において、被害品の発見等に至った場合は、早期の還付(又は仮還付)手続による速やかな被害回復に努める。 このため、証拠品の適正な保管・管理を行う。

ウ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法 律等の適切な運用

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成 20 年法律第 80 号)の運用に関し、被害者のニーズを踏まえ、支給事務の迅速化及び適正化を図るとともに、被害者に対する速やかな援助の措置を講じる。

エ 暴力団被害者に対する援助措置等の充実

暴力団員による暴力的要求行為の相手方に対する財産的被害の回復のための援助について、被害回復アドバイザーを活用しつつ、充実を図る。また、暴力団員による不当な行為の被害者への財団法人熊本県暴力追放協議会(平成3年7月25日に財団法人熊本県暴力追放協議会という名称で設立された法人をいう。)による民事訴訟の支援等の救援に対し、積極的な協力を行う。

- 2 捜査過程における被害者の二次的被害の防止・軽減
 - ア 告訴・告発、被害届等の適切な受理

告訴・告発、被害届等の受理については、被害者の立場に立った対応に努める。なお、犯罪として立件措置の可否の問題とは別に、当該事案に関し、捜査担当以外の部門や他の機関での対応が適切なものについては、紹介等の措置を講じる。

イ 犯罪捜査における被害者への対応の組織的改善

警察の犯罪捜査における被害者への対応を組織的に適切に行うため、被害者への対応に関し、基本となるべき事項を明らかにした上で、捜査員等への教養を行う。併せて、被害者への適切な対応を適正捜査の要素として位置付け、捜査指導部門において継続的に推進する。

ウ 性犯罪捜査における女性警察官による事情聴取の拡大等

性犯罪(刑法上の強姦、強制わいせつ等の性的欲求等に基づく身体犯をいう。以下同じ。)の被害者が警察の事情聴取により受ける精神的被害を緩和する上で、被害者が希望する場合には同性による事情聴取が行われることが望ましいことから、同性による事情聴取を拡大するものとする。このため、捜査能力を有する女性警察官を育成するとともに、女性警察官による事情聴取ができるような配置・運用に努める。

また、男性警察官が被害者の事情聴取を行う場合に、女性警察官を事情聴取の際の補助者や、被害者との連絡業務担当者として活用することも、併せて推進する。

エ 性犯罪捜査指導体制の整備

性犯罪の被害者からの事情聴取を適切に行うことにより、被害の潜在化の防止と被害者の精神的負担の軽減を図るなど、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するため、その指導体制を整備する。

オー被害者の経済的被害の軽減

捜査の過程における被害者への経済的被害については、診断書手数料等の取得経費を支出するなど、被害者の経済的負担の軽減に努める ものとする。

3 被害者等の安全の確保

ア 被害者等の再被害の防止

被害者が加害者(検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。)により再び危害を加えられる事態(以下「再被害」という。)を防止するため、再被害を受けるおそれの大きい被害者の保護に関しては、従来の施策を効果的に運用するとともに、被害者の支援に関わる関係機関・民間団体等との連携を図り、被害者の再被害の防止に努める。また、被害者以外の関係者(捜査を行うに当たり関係を有することとなるすべての者をいう。以下「関係者」という。)について、加害者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合においても、これに準じ適切な措置を講ずるものとする。

イ 暴力団の被害者等の安全の確保

被害者及び関係者のうち、暴力団から危害を被るおそれのあるものについての安全を確保するため、緊急通報装置等必要な装備資機材の整備を更に積極的に推進するほか、保護対策制度を効果的に運用し、保護対策の一層の充実を図る。また、暴力団員による不当な行為等に関し、被害者からの相談に的確に対応するとともに、財団法人熊本県暴力追放協議会による相談業務の円滑な運営に積極的に協力する。

ウ 女性警察職員による被害相談体制の整備

女性の被害であって警察に容易に相談しにくいものについて、警察への相談をしやすくすることにより、被害者の安全の確保及び被害防止を図る。このため、女性警察職員による相談所、相談電話の設置等、被害相談体制の整備に努める。

エ 家出・行方不明者対策の強化

家出・行方不明者のうち、犯罪被害等に遭うおそれの強いものの早

期発見・保護、被害予防のため、民間相談機関等との連携を図るなど 対策を強化する。

オ 生活安全情報の提供、相談の強化

被害者が自ら犯罪の予防、拡大防止、被害回復の手段等を講じていくことができるようにするため、警察安全相談等を通じた相談の受理、必要な情報の提供等をさらに推進し、充実を図る。また、相談業務においては、声かけ事案等犯罪に至らない事案に関するものなどについても、地域住民の要望に応じた情報を積極的に提供していく。

4 被害者支援推進体制等の整備

ア 被害者支援推進体制の整備

被害者支援に関する企画・調査・総合調整及び関係機関・民間団体等との連携を行うために必要な体制を整備し、被害者支援を総合的かつ継続的に推進する。

イ 被害者との対応に関する基本原則の組織全体への徹底と教養の実施 被害者と接する第一線警察官に対し、被害者支援についての教養を 行う。なお、全警察職員に対し、「被害者の安全を守るとともに、警察 官が被害者に敬意と同情をもって接し、被害者の尊厳を傷つけない」 という警察の被害者との対応に関する基本原則を徹底するための措置 を講じるとともに、併せて警察官に対する被害者問題に係る教養の方 法についての研究、教養の実施に必要なカリキュラム、資料等の整備 を推進する。

ウ 犯罪被害救援基金等との連携の強化

財団法人犯罪被害救援基金(昭和 56 年 5 月 21 日に財団法人犯罪被害救援基金という名称で設立された法人をいう。)の活動について、奨学金支給対象者の選定に係る協力要請への対応を引き続き行うとともに、同基金の調査活動、被害者支援活動等に積極的に協力する。また、同基金の支援を受ける民間団体等の活動についても、協力を求められた場合には、これに応じるものとする。